魚津市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

(H28.3.9時点ですので、今後変更になる可能性があります)

分類	質問	
73 75	貝 미	回答
キャックロ		事業対象者は要支援レベルの虚弱な方と想定している。 身体状況を踏まえ、現行相当サービスや今後検討する緩和した基 準によるサービスの利用を考えている。
チェックリ	施するのか。認定調査員が行うのか包括支援センターが行う	窓口に相談に来庁された場合や更新時の基本チェックリストは、包括支援センターが実施する予定。事業対象者は総合事業利用(更新)申請書に基本チェックリストを添えて介護保険係で手続きすることとなる。
	のか。総合事業の中ではどれだけでもサービスを組み合わせ	国保連合会を通して給付管理するものは、介護保険サービスと合計して限度額管理の対象となる。事業対象者は、要支援1と同額の限度額と設定している。
ケアマネ ジメント	事業対象者は、週何回程度の利用が可能か。	事業対象者は、要支援1と同等のサービス利用頻度を想定している。
		現在は、要介護から要支援になった場合や要介護の家族がいる場合に居宅介護支援事業所に受託してもらっている。事業対象者も同様に要支援から事業対象者になった場合や要介護の家族がいる場合に受託してもらいたいと考えている。
ケアマネージメントー	行はできるのか。本人、家族が市役所に行かなければならな	現在の要介護申請と同様に、初回は本人か家族に市役所に来庁してもらいたいと考えており、更新時は居宅介護支援事業所の代行もできると考えている。
谷双		事業対象者が保険給付サービス等が必要になれば、要介護・要支援認定を受けてもらうこととなる。
資格	事業対象者の有効期間はあるのか。	国からは示されていないが、魚津市としては2年間の有効期間を設ける予定である。
4 ← T X		新川保険組合の被保険者の方や住所地特例の方は総合事業の利用となり、まだ総合事業を実施していない保険者(滑川市や富山市)の被保険者の方は予防給付の利用となる。
	チス 基チス 給 ケジ ケジ ケブ 資 資 容ェト 本ェト 付 アメ アメ アメ アン 格 格 や ヤクリー 理 ネト ネト ネト ネト	要素があるということか。 基本 事業対象者として決定するための基本チェックリストは誰が実施するのか。認定調査員が行うのか包括支援センターが行うのか。 現在の介護保険サービス利用のように限度額の考え方はあるのか。総合事業の中ではどれだけでもサービスを組み合わせて利用できるのか。 事業対象者は、週何回程度の利用が可能か。 ケアマネ ジメント を託を受けている居宅介護支援事業所は事業対象者も担当することがあるのか。 居宅介護支援事業所は事業対象者の更新などの手続きの代でメント にのか。 おおります。 「おいる」とがあるのか。 本がメント など、アマネ でジメント など、アマネ でジメント など、アマネ でジメント など、アマネ でジメント など、アマネ など、アマネ でジメント など、アマネ など、アマネ など、アマネ など、アマネ など、アアマネ など、アマネ など、アマネ など、アマネ など、アマネ など、アマネ など、アマネ など、アマネ など、アマネ など、アアマネ など、アアアネ など、アアマネ など、アアマネ など、アアマネ など、アアマネ など、アアマネ など、アアアス など、アア

魚津市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

(H28.3.9時点ですので、今後変更になる可能性があります)

	/\ <u>\</u>	FF 88	(ロ20.3.9時点ですので、フ仮変更になる可能性がのりより)
	分類	質問	回答
10	事業者指定	緩和した基準によるサービスの運営基準に、「提供拒否の禁 止」がないが、サービス提供を拒否ができるということか。	国のガイドラインでは「緩和した基準によるサービス」の実施可能主体としてNPOや民間団体も想定されており、運営基準の最低限が示されている。介護保険の指定事業所が緩和した基準によるサービスを実施する場合は、介護保険の運営基準を遵守して実施してもらいたいと考えている。
11	事業者 指定	平成27年4月以降に新規に介護保険事業を実施している事業 所は、総合事業を実施できるのか。	平成27年4月以降に県の指定を受け介護保険事業を実施している 事業所は、みなし指定事業所ではないため、総合事業を実施する場合は、市へ事業所指定申請が必要となる。
12	事業者 指定	総合事業の事業所への実地指導は行われるのか。	総合事業は当面は介護保険指定事業所で実施するので、頻回な指導等は考えていない。緩和したサービスなどを実施している事業所に対しては、実地指導を実施する場合があると考えている。
13	単価	要支援の方は要支援の更新後に総合事業の対象とのことだが、訪問介護や通所介護の費用は更新前までは現在の月額単価で、更新後に1回あたり単価の利用となるのか。	要支援認定の更新後も要支援の方は、利用回数により今までどおりの月額単価のほか1回あたり単価を利用することとなる。
14	単価	サービスコードでは、通所型サービス2回数の部分は「※1月 の中で全部で5回から8回まで」となっている。要支援2の方が 1~4回の利用の場合は、どれを選ぶことになるのか。	要支援1と要支援2の方では身体状況等が異なるため、要支援2の方が1~4回の利用の場合は、A51123コードの389単位を算定する。